

●香川県監査委員公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成23年8月26日

|         |         |
|---------|---------|
| 香川県監査委員 | 仲 山 省 三 |
| 同       | 鍋 嶋 明 人 |
| 同       | 綾 田 福 雄 |
| 同       | 黒 島 啓   |

- 1 監査対象部局 水道局
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 監査の概要

| 監査対象機関  | 監査年月日      |
|---------|------------|
| 水道局     | 平成23年7月26日 |
| 県営水道事務所 | 平成23年8月1日  |

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

旅費の支出について

旅費別途支給に係る県内出張について、県費でも旅費が支給されていたので、返納する必要がある。（県営水道事務所）

(3) 検討指示事項

公用車の管理について

水道局及び県営水道事務所で管理している公用車18台について、事務処理の効率化と経費節減のため、リース方式の導入について検討する必要がある。（水道局）